

令和7年5月27日

指名業者 各位

菊池広域連合消防本部通信指令課

回答書

下記業務について、質疑がありましたので回答いたします。

業務名 菊池広域連合消防本部消防ＯＡ端末等賃貸借

番号	質疑	回答
1	契約書の書式は別紙のとおりとありますが、書式がありましたら契約書の雛形を事前に開示頂けますでしょうか。落札者の準備する書式で宜しいでしょうか。	ホームページ掲載しましたので、ご確認ください。 なお、リース会社提案の契約書に、当消防本部の必要事項を記入したものも可とします。
2	新型コロナウイルスの影響や、CPU不足など、リース会社の責めによらない納品遅延が発生した場合協議は可能でしょうか。また協議の上指名停止等のペナルティを受けることは無いという認識で宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
3	本件の物件について契約不適合責任は売主にあり、賃借人に責任は無いという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	地震・津波等の天変地異は対象とならない、リース残高を上限とし補償額が低減する動産総合保険を付保するという認識で宜しいでしょうか。 また、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、破裂・爆発およびその際の延焼被害については、保険の対象外となりますが宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

5	データ消去証明書については、委託業者の任意様式で宜しいでしょうか。データ消去は引取後のデータ消去で宜しいでしょうか。それともオンサイトデータ消去になりますでしょうか。データ消去方法はソフトウェア消去で、物理破壊ではないという認識で宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。 ただし、オンサイトデータ消去ではありません。
6	契約保証金は菊池広域連合契約事務規則第 22 条の規定によると記載がありますが、過去 2 年間の間に契約履行完了されている国又は地方公共団体との契約書の写しを 2 件以上提出することで免除は可能でしょうか。過去 2 年の間に締結し履行完了している契約は再リース以外殆どありません。(賃貸借契約は 5 年以上の長期契約が主である為) その為、2 年以内に契約履行完了している契約でも問題ないでしょうか。	免除可能とします。 ただし、必要に応じて当初契約に係る書類の提出を求める場合があります。
7	期間終了後のデータの消去につきまして、引き取り後に弊社指定業者の専用ヤード内にてデータの消去を行う対応でよろしかったでしょうか。 また、消去の方法は専用ソフトウェアでの対応することよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	契約保証金は必要でしょうか。	菊池広域連合契約事務規則第 22 条の規定のとおりです。
10	動産総合保険について、天災や騒乱は補償対象外のリース残高の減少に応じ補償額も逡減する通常の動産保険で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	再リース後の動産保険は未付保となりますがよろしいでしょうか。	現時点で再リースは想定しておりませんが、継続使用を行う際は、リース会社と動産保険も含め事前に協議します。
12	本件は長期継続契約でしょうか。	令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日までの長期継続契約となります。

1 3	物件返却時のデータ消去について、物件引揚げ後に消去を行うという認識で問題ございませんでしょうか。 また消去方法について、物理破壊でなくソフトを使用した消去でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1 4	本物件のノートパソコンとタブレットについて、設置場所からの持ち運びはありますか。	タブレットのみ持ち運びします。